

介護福祉士実務者研修受講資金 貸付決定後の手続きについて

1 貸付決定後の手続き

(1) 借入れにかかる必要書類の提出

貸付決定を受けた借受人は、勤務事業所（推薦を受けた事業所）が定める期日までに、以下の①から④の書類を勤務事業所あて提出してください。

① 借用証書 (所定の もの)	<ul style="list-style-type: none">収入印紙を貼付し、借受人の実印で割印を押して提出してください。 (参考) 借用証書に貼付する収入印紙の額					
	<table border="1"><thead><tr><th>借用金額</th><th>印紙税額</th></tr></thead><tbody><tr><td>1万円以上10万円以下</td><td>200円</td></tr><tr><td>10万円を超える50万円以下</td><td>400円</td></tr></tbody></table>	借用金額	印紙税額	1万円以上10万円以下	200円	10万円を超える50万円以下
借用金額	印紙税額					
1万円以上10万円以下	200円					
10万円を超える50万円以下	400円					
② 印鑑登録 証明書	<ul style="list-style-type: none">借用書右上の日付欄は記入しないでください（提出後、県社協で送金日を記載します）。借受人、連帯保証人及び未成年者の場合は法定代理人（親権者または後見人）、それぞれ本人が署名の上、押印してください。未成年者の法定代理人が親権者である場合は、親権者全員（父母が親権者の場合は両者）の署名、押印が必要です。実印で押印してください（②の印鑑登録証明書による印鑑であること）。万一、誤記入された場合は、修正液・テープ等は使用せず、訂正箇所に二重線を引き、その上に実印押印により訂正してください。訂正印は、他に押印した印影に重ならないよう押してください。なお、金額の訂正はできません。					
③ 振込口座 届出書	<ul style="list-style-type: none">借受人のもの1通。連帯保証人のもの1通。連帯保証人ではない親権者等の印鑑登録証明書の提出は不要です。					
④ ③の通帳 の写し	<ul style="list-style-type: none">振込口座には、ネット銀行の口座を使用することはできません。万一、誤記入された場合は、修正液・テープ等は使用せず、訂正箇所に二重線を引き、その上に実印押印により訂正してください。訂正印は、他に押印した印影に重ならないよう押してください。なお、金額の訂正はできません。					
⑤ ④の通帳 の写し	<ul style="list-style-type: none">金融機関名、通帳名義及び口座番号が確認できる面をコピーしてください。					

(2) 送 金

上記(1)による借用証書等が提出され、社会福祉法人和歌山県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）が受理した後、指定口座に送金します。

2 異動の届出

次のいずれかに該当することになった場合は、所定の様式（4ページ「貸付決定後の諸手続一覧」を参照）にその事実を証明する書類を添えて、速やかにその旨を県社協に届け出なければなりません。様式は、県社協ホームページからダウンロードしていただくか、県社協に請求していただければ個別に送付します。

- ア 氏名又は住所を変更したとき。
- イ 介護福祉士実務者研修施設（以下「実務者研修施設」という。）を退学したとき。
- ウ 死亡、または修学に耐えられない程度の心身の故障が生じたとき。
- エ 連帯保証人の氏名または住所に変更があったとき。
- オ 連帯保証人が死亡したとき、または自己破産等その適性を失ったとき。
- カ 実務者研修施設を卒業したとき。
- キ 実務者研修施設を卒業した日から1年以内に、返還免除対象業務に従事したとき、またはしなかったとき。
- ク 実務者研修施設を卒業した日から1年以内に、介護福祉士の登録を受けたとき、または受けなかったとき。
- ケ 実務者研修施設を卒業した日から1年以内に、県内において返還免除対象業務に従事した後、2年間引き続き当該業務に従事したとき、またはしなかったとき。
- コ その他、他種の養成施設への進学、災害、疾病その他やむを得ない理由により勤務することができない期間が開始し、またはその期間が終了したとき。

3 貸付契約の解除

次のいずれかに該当することになった場合は、貸付契約を解除します。

- ア 実務者研修施設を退学したとき。
- イ 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなったと認められたとき。
- ウ 学業成績が著しく不良となったと認められるとき。
- エ 死亡したとき
- オ 虚偽その他不正の方法により貸付けを受けたことが明らかになったとき。
- カ その他、貸付けの目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

4 返　還

(1) 返還事由

次のいずれかに該当する場合、その該当理由が生じた月の翌月から、貸付金を返還しなければなりません。

- ア 貸付契約が解除されたとき。
- イ 実務者研修施設を卒業した日から1年以内に、介護福祉士の登録を受けなかったとき。
- ウ 実務者研修施設を卒業した日から1年以内に、県内で介護福祉士として返還免除対象業務に従事しなかったとき。
- エ 実務者研修施設を卒業した日から1年以内に、県内で介護福祉士として返還免除対象業務に従事したが、その従事した期間が引き続き2年間に満たなかったとき。
- オ 業務外の理由により死亡し、または心身の故障により業務に従事できなくなったとき。
- ※ 災害、疾病、その他やむを得ない理由により国家試験を受験できなかつた方、または国家試験に合格できなかつた方で次年度の国家試験を受験する意思があると県社協が認めた場合は、イからエの「1年以内」を「3年以内」に読み替えることができます。
- ※ 福祉士資格取得者が、養成施設卒業後1年以内に、勤務事業所で返還免除対象業務以外の職種に従事している場合で、今後返還免除対象業務に従事する意思があると県社協が認めた場合は、イからエの「1年以内」を「2年以内」に読み替えることができます。

(2) 返還期間

10か月以内

(3) 返還方法

月賦または半年賦の均等払方式（一括払いも可）によります。

ただし、繰上げ償還することを妨げません。

(4) 延滞利子

返還期間内に返還されない場合は、延滞元金に対し年5%の延滞利子を徴収します。

5 返還猶予

次のいずれかに該当する場合、所定の様式により申請により貸付金の返還が猶予されます。

ア 実務者研修施設を卒業後1年以内に、県内※の施設・事業所で介護福祉士として返還免除対象業務に従事しているとき。

※ 借受人本人の意思によらず、人事異動等により県外の施設・事業所に配属された場合は、そこでの返還免除対象業務も含む。

イ 貸付契約を解除された後も、引き続き実務者研修施設に在学しているとき。

ウ 実務者研修施設を卒業後、他種の養成施設※に在学しているとき。

※ 他種の養成施設とは、介護福祉士養成施設または社会福祉士養成施設のこと。

エ 災害、疾病、負傷その他やむを得ない事由があると認められるとき。

オ 県内の施設・事業所に就職したが、返還免除対象業務以外の職種に採用されたとき（卒業後2年以内まで）。

カ 国家試験を受験できなかった場合または不合格となった場合で、翌年の国家試験を再受験する意思があるとき（卒業年度の翌々年度まで）。

6 返還免除

次のすべてを満たす場合、所定の様式（4ページ「貸付決定後の諸手続一覧」を参照）により申請することで、貸付金の返還が免除されます。

実務者研修施設を卒業した日※1から1年以内※2に、

- ①介護福祉士の登録を行い、
- ②県内の社会福祉施設等で返還免除対象業務※3に従事し、
- ③2年間※4引き続き、当該業務に従事した場合

※1 やむを得ない事由により国家試験を受験できなかった場合または不合格となった場合で、借受人の申請により翌年の国家試験を再受験する意思があると県社協が認めた場合は「卒業年度の翌々年度の国家試験に合格した日」とする。

また、実務者研修施設を卒業した日において介護等の業務に従事した期間が3年に達していない場合は、その期間が3年に達した日とする。

※2 介護福祉士の資格を取得したが、返還免除対象業務に従事できなかった場合、実務者研修施設を卒業した日から1年以内に返還免除対象業務以外の職種に採用された場合や県外で採用された場合で、借受人の申請により返還免除対象業務に従事する意思があると県社協が認めた場合は「卒業した日から2年以内」とする。

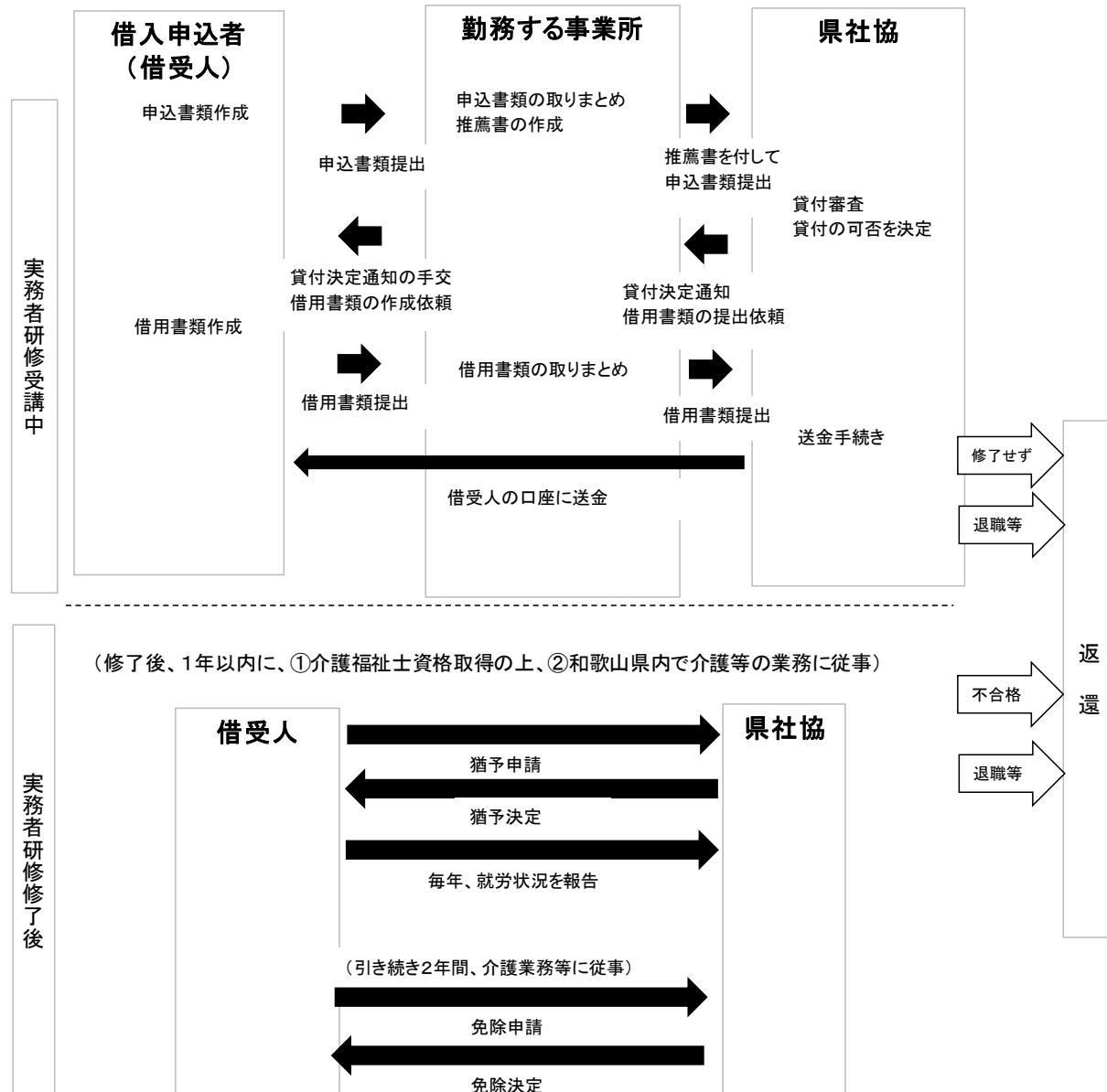
※3 昭和63年2月12日付け社庶第29号社会局長・児童家庭局長連名通知「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格に係る介護等の業務の範囲等について」の別添1に定める職種もしくは別添2に定める職種または当該施設の長の業務（以下「返還免除対象業務」という。）

※4 「2年間」は、在職期間が通算730日であり、かつ業務従事期間が360日以上とする。

<貸付決定後の諸手続一覧>

	借受人の状況（事由）	制度上の対応	提出書類	添付書類
在学中	貸付が決定した	貸付	借用証書（収入印紙貼付） 振込口座届出書	印鑑証明書 通帳コピー
	貸付契約を解除された	猶予・返還	状況に応じて	
	借受人または連帯保証人の住所・氏名等を変更した	届出	住所・氏名等変更届	住民票
	連帯保証人の変更の必要がある	申請	連帯保証人変更申請書	住民票 所得証明書
	死亡した	全部または一部免除	返還免除申請書	死亡届 死亡診断書
卒業	卒業した	届出	養成施設等卒業届	養成施設の長の証明
	施設・事業所で返還免除対象業務に従事した			
	卒業後1年以内に返還免除対象業務に従事	猶予	返還猶予申請書 業務従事届	
	卒業後1年以内に介護福祉士として登録	届出	福祉士登録届	福祉士登録証
	すぐには施設・事業所で返還免除対象業務に従事できないが、従事する意思がある			
卒業	卒業後1年以内に返還免除対象業務以外の職種に採用されたが、卒業後2年以内に返還免除対象業務への従事を希望	申請	再就職承認申請書	
	就職内定後、就職待機中である	猶予	返還猶予申請書	内定通知書
	卒業後1年以内に返還免除対象業務に従事する意思があり就職活動中	猶予	返還猶予申請書	
	卒業後、他種の養成施設に在学	猶予	返還猶予申請書	在学証明書（他種の養成施設から発行）
	卒業後、出産育児のため就職せず、出産準備期間に入る	猶予	返還猶予申請書	医師の診断書または母子手帳の写し
返還免除対象業務に従事しない	国家資格を取得できなかった（不合格、1～2回目）が、翌年度に再受験を希望	申請	福祉士再受験承認申請書	不合格通知
	国家資格を取得できなかった（不合格、3回目）	返還	返還計画書	不合格通知
	返還免除対象業務に従事しない			
	卒業後、返還免除対象業務に従事する意思がない	返還	返還計画書	
退学	自主退学（退学処分）による	返還	停学・復学・退学等届 返還計画書 辞退届（辞退があるときのみ）	退学証明書
	心身の著しい故障による	全部または一部免除	停学・復学・退学等届 返還免除申請書	退学証明書 医師の診断書
返還免除対象業務従事中	2年間（以下「所定の期間」という。）、引き続き返還免除対象業務に従事した	全部免除	返還免除申請書 業務従事証明書	
	返還免除対象業務従事中（猶予中）、やむを得ない特別の事由が発生し、業務に従事できなくなった			
	出産休暇・育児休業を取得	猶予	返還猶予申請書	当該事実を証明する書類
	病気休暇を取得	猶予	返還猶予申請書	当該事実を証明する書類
	人事異動により返還免除対象業務に従事できなくなった	猶予	返還猶予申請書	当該事実を証明する書類
業務従事中	借受人または連帯保証人の住所・氏名等を変更した	届出	住所・氏名等変更届	住民票
	連帯保証人の変更を行う必要がある	申請	連帯保証人変更申請書	住民票 所得証明書
	勤務先を変更した	届出	業務退職届 業務従事届	
	人事異動により法人内の他事業所に異動した	届出	業務従事先変更（異動）届	
	業務に起因する死亡または心身の著しい故障のため業務を継続できなくなった	全部免除	返還免除申請書	当該事実を証明する書類
退職	所定の期間未満で返還免除対象業務に従事しなくなった	返還	返還計画書 業務退職届	
	所定の期間未満で死亡または心身の著しい故障のため返還免除対象業務に従事できなくなった	一部免除	返還免除申請書 業務退職届 返還計画書	当該事実を証明する書類
	出産・育児のため退職し、産休育休相当期間終了後、返還免除対象業務に再就職を希望する	猶予	返還猶予申請書	当該事実を証明する書類
	死亡または心身の著しい故障のため返還することができなくなった	全部または一部免除	返還免除申請書	当該事実を証明する書類
	災害等やむを得ない事由により返還できないと認められる	全部または一部免除	状況に応じて	

<申込みから返還免除までの流れ>



【問い合わせ先】

社会福祉法人 和歌山県社会福祉協議会
総務・資金部 生活資金班 TEL 073-435-5223